

生成 AI の調達・利活用に係る ガイドライン

2026 年 4 月

愛知県

目次

1	はじめに.....	3
1. 1	本ガイドラインの目的	3
1. 2	定義	3
2	本ガイドラインが対象とする範囲.....	4
3	生成 AI の活用方策とリスクを理解した利活用促進.....	4
3. 1	生成 AI の活用方策	4
3. 2	生成物を利用する際のリスク	5
3. 3	利活用促進に係る方針	6
4	生成 AI システムの調達について	6
5	生成 AI 調達・利活用推進会議の助言	9
6	生成 AI システムの調達・利活用に係る対応事項	9
6. 1	各種法令・規程等を踏まえた対応事項	9
6. 2	生成 AI システムの企画者の対応事項	9
6. 2. 1	生成 AI システムの運用開始前の対応事項	9
6. 2. 2	生成 AI システムの運用開始後の対応事項	10
6. 3	生成 AI システムの利用者（職員に限る）の対応事項	10

1 はじめに

1. 1 本ガイドラインの目的

2040年頃にかけて進行する人口減少・少子高齢化等の人口構造の変化等に的確に対応し、持続可能な形で行政サービスを提供するためには、行政のデジタル化を進める必要がある。

国においては、技術、そして、技術を活用した社会の変化に迅速かつ柔軟に対応するため、事業者等の自発的な取組を支援するための「AI 事業者ガイドライン」（2025年3月総務省 経済産業省）を策定するなど、生成 AI を含む AI の様々なリスクを抑え、安全・安心な環境を確保しつつ、AI の安全・安心な利活用に向けた取組を進めている。

愛知県においても、生成 AI の様々な危険性を回避しながら、愛知県職員が行政業務において生成 AI を利用するための指針として、2023年11月に「生成 AI の利用に関するガイドライン」を策定したところである。

こうした中、近年の技術進歩により生成 AI の利活用は一層身近なものとなり、県民や事業者においても多様な場面で生成 AI を利用する動きが進んでいることから、行政業務における生成 AI 利用への期待も高まっている。

本ガイドラインは、職員その他、県民や事業者等も利活用することを想定し、様々な行政業務における生成 AI の利活用促進とリスク管理を一体で進めるべく、AI ガバナンスや生成 AI の調達・利活用において留意すべきリスク等についての考え方を整理し、改めて指針として示すものである。

なお、本ガイドラインは、今後の技術・提供サービスの進展や社会の動向等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

1. 2 定義

本ガイドライン上で記載する職員の種別の定義は、表のとおりである。

表 本ガイドライン上で記載する職員の種別

種別	説明	対象職員
AI 統括責任者 (CAIO: Chief AI Officer)	生成 AI の利活用状況とリスク管理等を統括管理する職員	デジタル戦略監
企画者	新たな生成 AI の利活用を企画し、業務が生成 AI システムに要求するものを定義した上で、調達・利活用を推進する職員	業務における生成 AI の利活用を企画・調達・運用する部署の職員
利用者	生成 AI システムを利活用する職員	行政業務において生成 AI システムを利活用する

種別	説明	対象職員
		職員 なお、県民が利用する生成 AI システムの場合は、県民を含む。

2 本ガイドラインが対象とする範囲

本ガイドラインにおける生成 AI は、質問・作業指示（プロンプト）等に応じて文章・画像等を生成する AI を利用したサービス及び当該サービスと連携して動作するシステムとする。

本ガイドラインの対象となる組織は、知事部局、地方公営企業、各種行政委員（会）、教育委員会、議会事務局（ただし、県警本部の職員及び教育委員会に属する教員は除く。）とする。

3 生成 AI の活用方策とリスクを理解した利活用促進

3.1 生成 AI の活用方策

愛知県の業務において、生成 AI の活用により効果が見込まれる具体例を以下に示す。なお、生成 AI の用途を限定するものではない。

【Copilot 等の全庁で利用可能なシステムでの活用方策】

① アイデアの創出

膨大な学習データに含まれる様々な情報に基づいた回答を参考にすることにより、より多くの視座から業務のアイデアを検討することができる。

② 文章の翻訳

高い精度での翻訳ができるほか、文章の趣旨は変えずに表現を変更させるなど一般的な翻訳ツールより効果的な使い方が簡易にできる。

③ プログラムコード等の作成

Excel 等のソフトウェアで実行したい内容を指示し、回答として得られた関数やマクロのプログラムコード等を参考にすることにより、専門知識がなくとも、より高度な情報処理ができる。

④ 文案作成の補助

会議の挨拶文等の文案を作成する際に、会議の詳細や盛り込むべきキーワードを設定することで、職員自身では気付けない文章表現が提示されるなど、職員の文章表現の幅を広げることにつながる。

⑤ 文章の要約

外部の会議録やアンケートなど情報量が多い文章について、押さえるべきキーワードや集計の仕方を指定して要約することで、効率的・多角的に情報を整理することにつながる。

⑥ 事例等の情報収集

業務に関連するキーワードを指定することにより、生成 AI の膨大な学習データから抽出された事例等が体系的にまとめられることで、計画立案の参考情報を効率的・多角的に収集することができる。

【個別に調達したシステムでの活用方策】

⑦ 画像データを用いた情報抽出及び判断支援

画像データを入力することで、生成 AI が画像内の文字情報や特徴的な部分を自動的に抽出し、判断に必要なポイントを整理して提示することができる。これにより、資料内の重要項目の特定や、現場写真からの状況把握などを効率的に行えることから、職員の判断作業を補完し、業務の精度向上と効率化につながる。

⑧ 文書等の全文検索と情報抽出支援

文書、画像ファイルなどを生成 AI により全文検索し、該当箇所の要点を抽出・整理することができる。これにより、資料探索の時間が大幅に削減され、計画立案や回答作成における情報収集を効率的に行うことができる。

⑨ チャットボット

県民から寄せられる各種問合せに対し、生成 AI を活用したチャットボットは、蓄積された質疑応答記録や関連規程を参照して即時に回答を生成・提示することから、職員による質問への対応業務を効率化するとともに、いつでも対応することが可能となるため、県民サービスの向上につながる。

3. 2 生成物を利用する際のリスク

生成 AI の調達・利活用においては、様々なリスクに留意することが必要であり、例えば、以下のようなリスクについて考慮が必要となる。

- ① 政策に係る業務に生成 AI を活用する際等において、政治的中立性・適正性から逸脱した情報や表現を生成するリスク
- ② 生成 AI への過度な依存により、これまで業務を通じて自然に身につけていた能力を獲得できなくなるリスク
- ③ 学習データの偏り等の要因で、バイアスのある出力や差別的出力が起きるリスク

- ④ 単一の系統の大規模言語モデルに依存することによるコスト増やバイアスが定着するリスク
- ⑤ 生成 AI の事実と異なる出力を直接利活用することで、誤った発信を行ってしまうリスク
- ⑥ 業務に生成 AI を利活用することで行政上の判断の根拠等が不明瞭、又は追跡不可能となり、意思決定過程について県民等への説明責任が果たせないリスク
- ⑦ 法的拘束力を持つ文書の翻訳や問合せ対応に生成 AI を活用する場合、誤回答によって違法有害情報を流布するリスク
- ⑧ 生成 AI へ既存著作物、作家名、作品の名称を入力し、出力した生成物を直接利活用することによる、他者の知的財産権等を侵害するリスク

生成 AI の活用方策のみならず、こうしたリスクがあることにも留意した上で、生成 AI の利活用とリスク管理を一体で進めることが必要である。

3. 3 利活用促進に係る方針

人口減少・少子高齢化の進行等により社会環境は大きく変化しており、行政組織においても職員の不足が懸念されている。こうした状況の中、デジタル技術を効果的に活用し、行政業務の効率化・高度化を進めることは、質の高い行政サービスを持続的に提供していく上で不可欠である。

生成 AI の利活用は、文書作成や情報整理をはじめとした多様な事務作業の効率化を実現し、職員の業務負担軽減や業務改革を強力に後押しする可能性を有している。また、これらの取組は、県民サービスの向上にも寄与することが期待される。

このため、愛知県では、上述の活用方策とリスクを理解した上で、安全な生成 AI の利活用を積極的に推進していく。

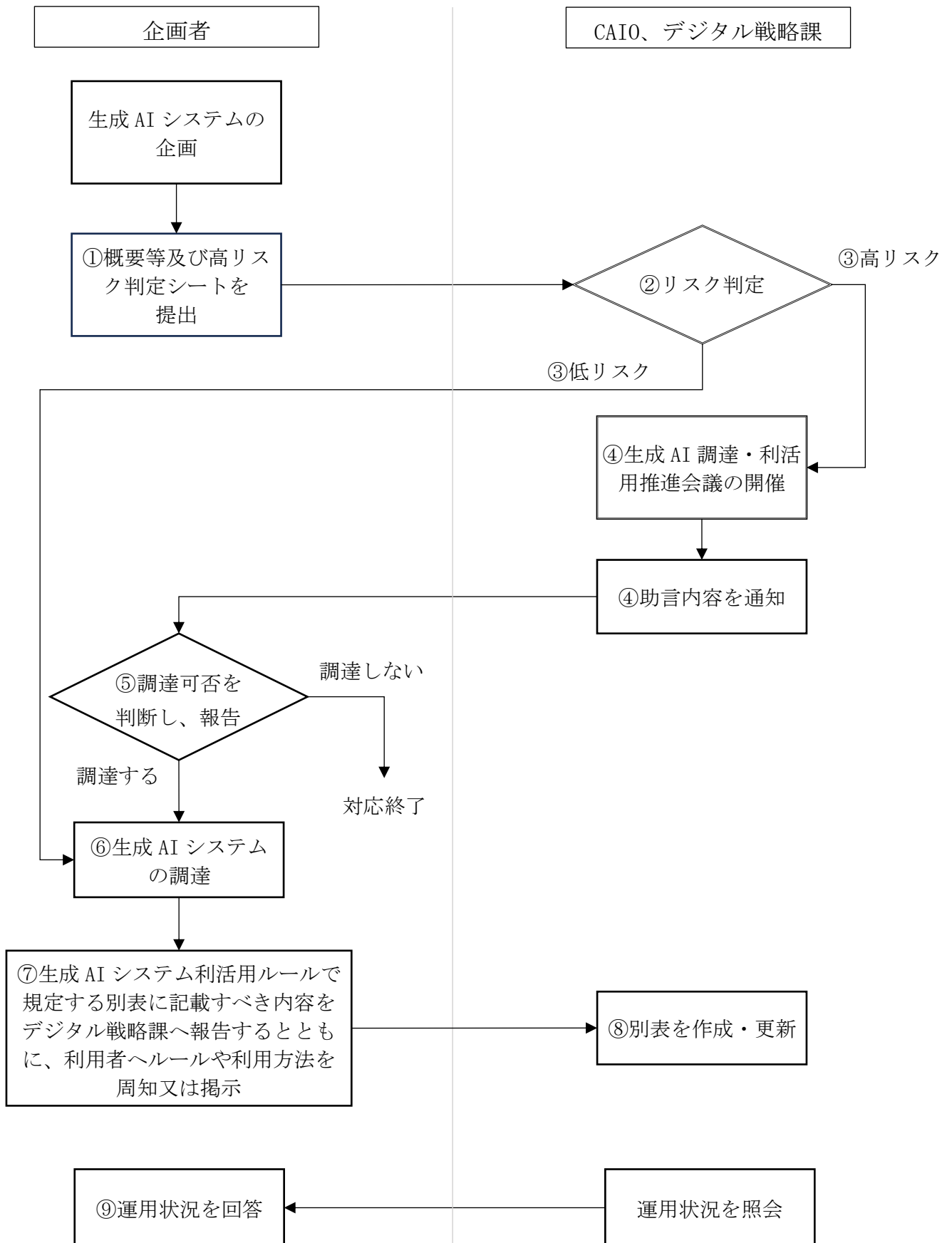
4 生成 AI システムの調達について

生成 AI システムの調達は以下の手順により進める。

- ① 企画者は、新たな生成 AI システムを企画する際、生成 AI システムの利活用目的を明確化した上で、生成 AI システムの概要等及び「高リスク判定シート」(別紙 1) を総務局総務部デジタル戦略課(以下「デジタル戦略課」という。)へ提出し、同課からの求めに応じて導入計画や行政データの取扱いについて報告を行う。
- ② CAIO 及びデジタル戦略課は、提出内容を基に企画者と連携した上で、利活用ケースにあわせたリスク評価を行い、リスクレベルを判断する。

- ③ 企画者は、リスク判定結果に応じた対応を行う。
- 低リスクの場合：予算確保等の調達準備が整い次第、調達に向けた対応を実施する。(⑥へ)
- 高リスクの場合：デジタル戦略課の求めに応じて、生成 AI システムを利活用する目的、リスク低減策や運用時を含めた品質確保策等を記載した資料を作成し、提出する。(④へ)
- ④ CAIO は、後述する生成 AI 調達・利活用推進会議を開催し、助言内容を決定する。デジタル戦略課は、企画者へ助言内容を通知する。
- ⑤ 企画者は、助言内容を基に調達可否を判断し、結果をデジタル戦略課へ報告する。調達を行わない場合は、対応を終了する。調達を行う場合は、調達に向けた対応(⑥へ)を実施する。
- ⑥ 企画者は、生成 AI システムの調達を行う。
- なお、選定に際しては、以下の点に留意すること。
- ・ 生成 AI とのやり取りの内容は、将来、情報漏えいや他者の権利侵害等のトラブルが発生した際の証拠として必要になることもあるため、生成 AI を利用する場合は、原則として入出力内容を記録する機能を有しているサービスを選定すること。
 - ・ 生成 AI への入力内容が自分以外の第三者に対する回答を生成するための学習データとして反映されることは、情報漏えいにつながるおそれがあるため、企画者は、入力内容を AI の学習データに反映させないサービスや機能を選定すること。
- ⑦ 企画者は、運用開始前に「生成 AI システムの利活用ルール」(別紙 2)で規定する別表に記載すべき内容をデジタル戦略課へ報告するとともに、生成 AI システムの利用者へルールや利用方法を周知又は提示する。
- ⑧ デジタル戦略課は、別紙 2 で規定する別表を作成・更新する。
- ⑨ 企画者は、運用開始後、適切な運用保守を行い、デジタル戦略課の求めに応じて、運用状況を報告する。

上記のフロー図を以下に示す。



5 生成 AI 調達・利活用推進会議の助言

生成 AI 利活用のリスク管理に係る所属や、サイバーセキュリティ等に高度な知見を有する事業者等からなる「生成 AI 調達・利活用推進会議」は、効果的・安全な生成 AI システムの導入を行うため、企画内容に応じた助言を行う。

企画者は、「生成 AI 調達・利活用推進会議」から求めがあった場合は、必要な報告を行うこととする。

6 生成 AI システムの調達・利活用に係る対応事項

6. 1 各種法令・規程等を踏まえた対応事項

生成 AI システムの調達・利活用に際しては、適用される各種法令・規程等を確認する必要があり、以下のような対応を行うことが求められる。

- ① 生成 AI システムの調達・利活用においても、各種法令や「愛知県行政情報通信ネットワーク運営管理要領」、「愛知県情報セキュリティポリシー」等の情報システムに係る規程等を遵守することが必要である。外部サービスを利用する生成 AI システムの場合は、「愛知県情報セキュリティポリシー」の「第 6 節 業務委託と外部サービスの利用」の記載内容を遵守すること。
- ② 「生成 AI システムの利活用ルール」を踏まえた企画とすること。
- ③ 生成 AI システムの業務利用にあたっては、「DeepSeek 等の生成 AI の業務利用に関する注意喚起」（令和 7 年 2 月 7 日付け 6 情政号外）を踏まえ、国外にサーバ装置を設置している場合は、現地の法令が適用されるリスク等を十分認識の上、調達行為を伴わない場合であっても「IT 調達指針」、「IT 調達ガイドライン」及び「IT 調達の手引き」等の趣旨も考慮し、必要に応じてデジタル戦略課へ助言を求めた上で、適切に判断すること。
- ④ 個人情報については、単体では個人を識別できない情報であっても、他の情報と照合することで個人を識別できるものは、個人情報に該当する点に注意すること。

6. 2 生成 AI システムの企画者の対応事項

6. 2. 1 生成 AI システムの運用開始前の対応事項

生成 AI システムの企画者は、システムの運用開始前に以下の取組を実施する。

- 生成 AI システムの利用目的や利用方法等を定め、生成 AI システムの利用者に周知又は提示する。
（例：生成 AI の利用目的・利用範囲、利用可能な生成 AI 環境と入力可能なデータの種別、利用条件・手続・利用方法、利活用に係る推奨事項・禁止事項、その他生成

AI システムごとの要件に沿って利用者に伝えておくべき事項)

- 生成 AI システムの利用者の情報を収集する可能性がある旨を周知又は提示する。
(例：利活用状況の適切な監督や説明責任・原因究明のために収集するログイン履歴・プロンプトや出力結果)

6. 2. 2 生成 AI システムの運用開始後の対応事項

生成 AI システムの企画者は、システムの運用開始後、以下の取組を実施する。

- 生成 AI システムの出力が期待品質を満たしていること、及び不適切な生成やバイアスが発生していないことを監視する。(例：プロンプト・出力結果等の利用ログが取得できる場合にサンプルチェックし、又は生成 AI システムへの入出力及び判断根拠等を定期的にモニタリングすることにより、特定の文化背景を基にした出力となっていないか等を確認する。また、利用者へのアンケート・利活用実態状況調査で不適切な生成やバイアスが発生していないかを確認する。)
- 適切な目的で生成 AI システムが利用されていること、及び目的外利用がされていないことを定期的に検証する。(例：プロンプト・出力結果等の利用ログが取得できる場合にサンプルチェックし、業務と関係のない何らかの出力を期待していると思われる入力をしていないこと等を確認する。また、利用者へのアンケート・利活用実態状況調査で利用目的等を調査する。)
- 個人情報の不適切な取扱いや個人情報・要機密情報の流出、プライバシー侵害がないか確認する。(例：プロンプト・出力結果等の利用ログが取得できる場合はサンプルチェックを行い、個人情報の目的外利用が疑われるケースが発生していないか、生成 AI システムで想定される入力範囲を超えた要機密情報が含まれていないか、プライバシー侵害が発生していないかを確認する。また、利用者へのアンケート・利活用実態状況調査で同様の事象が発生していないかを確認する。)
- 生成 AI システムに対する最新のリスク（攻撃手法の多様化など）及びその対応策の動向を確認し、必要な対応を行う。(例：情報セキュリティインシデントや生成 AI システム特有のリスクケース事例や開発者のモデルの脆弱性に関するレポート等を定期的に確認し、必要な対応を行う。)
- 生成 AI システムの入出力に関して有用性や問題点などのレビューを行い、必要に応じて、利用者へ周知する。(例：生成 AI システムへの入出力及び判断根拠等を確認し、効果的な利用方法、問題点に関する注意喚起等を実施する。また、利用者へのアンケート・利活用実態状況調査で有用性や問題点を共有してもらう。)

6. 3 生成 AI システムの利用者の対応事項

生成 AI システムの利用者（職員に限る。）は、本ガイドラインを踏まえて策定された、「生成 AI システムの利活用ルール」を遵守する必要がある。

以上